

渋谷区旅館業法施行条例（平成24年渋谷区条例第23号）新旧対照表

改正後	改正前
<p style="text-align: center;">渋谷区旅館業法施行条例</p> <p style="text-align: center;">平成24年3月30日 条例第23号</p> <p>(趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、旅館業法（昭和23年法律第138号。以下「法」という。）の施行に関し、必要な事項を定めるものとする。</p> <p><u>(標識の設置及び説明等)</u></p> <p><u>第1条の2 法第3条第1項の許可を受けて旅館業を営もうとする者（区規則で定める者を除く。）は、同項の許可の申請をする前に、区規則で定めるところにより、標識を設置し、その旨を区長に届け出なければならない。当該標識を変更したときも、同様とする。</u></p> <p><u>2 前項の規定により標識を設置した者は、法第3条第1項の許可の申請をする前に、区規則で定める者（以下「住民等」という。）に対し、区規則で定めるところにより説明会を実施し、その内容を区長に報告しなければならない。</u></p> <p><u>3 法第3条第1項の許可を受けて旅館業を営もうとする者は、前項の規定にかかわらず、住民等から営もうとする旅館業の計画についての説明を受けたい旨の申出があったときは、住民等の理解を得られるよう、これに誠実に対応しなければならない。</u></p> <p>(申請書の添付書類)</p> <p><u>第1条の3 法第3条第1項の規定により許可を受けようとする者は、申請書に、旅館業を営もうとする施設について土地及び建物に係る登記事項証明書、賃貸借契約書の写しその他の旅館業を営むために必要な権原を有することを示すものとして、区規則で定める書類を添付しなければならない。</u></p> <p>(社会教育施設等)</p>	<p style="text-align: center;">渋谷区旅館業法施行条例</p> <p style="text-align: center;">平成24年3月30日 条例第23号</p> <p>(趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、旅館業法（昭和23年法律第138号。以下「法」という。）の施行に関し、必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(申請書の添付書類)</p> <p><u>第1条の2 法第3条第1項の規定により許可を受けようとする者は、申請書に、旅館業を営もうとする施設について土地及び建物に係る登記事項証明書、賃貸借契約書の写しその他の旅館業を営むために必要な権原を有することを示すものとして、区規則で定める書類を添付しなければならない。</u></p> <p>(社会教育施設等)</p>

<p>第2条 法第3条第3項第3号（法第3条の2第2項、第3条の3第2項及び第3条の4第3項において準用する場合を含む。）の条例で定める施設は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 学校教育法(昭和22年法律第26号)第134条第1項に規定する各種学校で、その教育課程が同法第1条に規定する学校(大学を除く。)の教育課程に相当するもの</p> <p>(2) 図書館法(昭和25年法律第118号)第2条第1項に規定する図書館</p> <p>(3) 前2号に掲げる施設のほか、博物館、公民館、公園、スポーツ施設その他これらに類する施設のうち、主として児童の利用に供されるもの又は多数の児童の利用に供されるもので、特に区長が必要と認めて指定するもの</p> <p>2 区長は、前項第3号の規定により施設を指定するときは、告示によりこれをしなければならない。</p> <p>(意見聴取)</p> <p>第3条 法第3条第4項（法第3条の2第2項、第3条の3第2項及び第3条の4第3項において準用する場合を含む。）の条例で定める者は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 施設が国の設置するものであるときは、当該施設の長</p> <p>(2) 施設が地方公共団体の設置するものであるときは、当該施設を所管する地方公共団体の長又は教育委員会</p> <p>(3) 施設が国及び地方公共団体以外の者の設置するものであるときは、当該施設を監督する行政庁</p> <p>(宿泊者の衛生に必要な措置等の基準)</p> <p>第4条 法第4条第2項の措置の基準は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 換気については、次の措置を講じること。</p> <p>ア 換気のために設けられた開口部は、常に開放しておくこと。</p> <p>イ 機械換気設備を有する場合は、十分</p>	<p>第2条 法第3条第3項第3号（法第3条の2第2項、第3条の3第2項及び第3条の4第3項において準用する場合を含む。）の条例で定める施設は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 学校教育法(昭和22年法律第26号)第134条第1項に規定する各種学校で、その教育課程が同法第1条に規定する学校(大学を除く。)の教育課程に相当するもの</p> <p>(2) 図書館法(昭和25年法律第118号)第2条第1項に規定する図書館</p> <p>(3) 前2号に掲げる施設のほか、博物館、公民館、公園、スポーツ施設その他これらに類する施設のうち、主として児童の利用に供されるもの又は多数の児童の利用に供されるもので、特に区長が必要と認めて指定するもの</p> <p>2 区長は、前項第3号の規定により施設を指定するときは、告示によりこれをしなければならない。</p> <p>(意見聴取)</p> <p>第3条 法第3条第4項（法第3条の2第2項、第3条の3第2項及び第3条の4第3項において準用する場合を含む。）の条例で定める者は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 施設が国の設置するものであるときは、当該施設の長</p> <p>(2) 施設が地方公共団体の設置するものであるときは、当該施設を所管する地方公共団体の長又は教育委員会</p> <p>(3) 施設が国及び地方公共団体以外の者の設置するものであるときは、当該施設を監督する行政庁</p> <p>(宿泊者の衛生に必要な措置等の基準)</p> <p>第4条 法第4条第2項の措置の基準は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 換気については、次の措置を講じること。</p> <p>ア 換気のために設けられた開口部は、常に開放しておくこと。</p> <p>イ 機械換気設備を有する場合は、十分</p>
--	--

<p>な運転を行うこと。</p> <p>(2) 照明設備は、定期的に照度を測定する等保守点検を適切に行い、照度不足、故障等が生じた場合は、速やかに取り替え、又は補修すること。</p> <p>(3) 客室、応接室、食堂、調理場、配膳室、玄関、浴室、脱衣室、洗面所、便所、廊下、階段等は、常に清潔にしておくこと。</p> <p>(4) 寝具類については、次の措置を講じること。</p> <p>ア 布団及び枕には、清潔なシーツ、布団カバー、枕カバー等を用いること。</p> <p>イ シーツ、布団カバー、枕カバー及び寝間着は、宿泊者ごとに交換し、洗濯すること。</p> <p>(5) 客室には、1客室の区規則で定めるところにより算定した有効部分の面積1.5平方メートル（階層式寝台を設けない場合にあつては、3平方メートル）について1人を超えて宿泊者を宿泊させないこと。</p> <p>(6) 客室にガス設備を設ける場合には、次の措置を講じること。</p> <p>ア 宿泊者の見やすい箇所に、元栓の開閉時刻及びガスの使用方法についての注意書を提示しておくこと。</p> <p>イ 元栓は、各客室の宿泊者の安全を確かめた後でなければ開放しないこと。</p> <p>(7) 浴室については、次の措置を講じること。</p> <p>ア 湯栓及び水栓には、清浄な湯水を十分に供給すること。</p> <p>イ 浴槽は、1日1回以上換水し、清掃すること。ただし、区規則に定めるところにより、区長が公衆衛生上支障がないと認めるときは、換水及び清掃を7日に1回以上とすることができる。</p> <p>ウ 共同用の浴室にあつては、使用中は、浴槽を湯水で常に満たしておくこと。</p> <p>エ 貯湯槽を使用するときは、次の措置を講じること。</p> <p>(ア) 貯湯槽内部の汚れ等の状況について随時点検し、区規則で定めるとこ</p>	<p>な運転を行うこと。</p> <p>(2) 照明設備は、定期的に照度を測定する等保守点検を適切に行い、照度不足、故障等が生じた場合は、速やかに取り替え、又は補修すること。</p> <p>(3) 客室、応接室、食堂、調理場、配膳室、玄関、浴室、脱衣室、洗面所、便所、廊下、階段等は、常に清潔にしておくこと。</p> <p>(4) 寝具類については、次の措置を講じること。</p> <p>ア 布団及び枕には、清潔なシーツ、布団カバー、枕カバー等を用いること。</p> <p>イ シーツ、布団カバー、枕カバー及び寝間着は、宿泊者ごとに交換し、洗濯すること。</p> <p>(5) 客室には、1客室の区規則で定めるところにより算定した有効部分の面積1.5平方メートル（階層式寝台を設けない場合にあつては、3平方メートル）について1人を超えて宿泊者を宿泊させないこと。</p> <p>(6) 客室にガス設備を設ける場合には、次の措置を講じること。</p> <p>ア 宿泊者の見やすい箇所に、元栓の開閉時刻及びガスの使用方法についての注意書を提示しておくこと。</p> <p>イ 元栓は、各客室の宿泊者の安全を確かめた後でなければ開放しないこと。</p> <p>(7) 浴室については、次の措置を講じること。</p> <p>ア 湯栓及び水栓には、清浄な湯水を十分に供給すること。</p> <p>イ 浴槽は、1日1回以上換水し、清掃すること。ただし、区規則に定めるところにより、区長が公衆衛生上支障がないと認めるときは、換水及び清掃を7日に1回以上とすることができる。</p> <p>ウ 共同用の浴室にあつては、使用中は、浴槽を湯水で常に満たしておくこと。</p> <p>エ 貯湯槽を使用するときは、次の措置を講じること。</p> <p>(ア) 貯湯槽内部の汚れ等の状況について随時点検し、区規則で定めるとこ</p>
---	---

<p>ろにより、定期的に清掃及び消毒を行うこと。</p> <p>(イ) 貯湯槽内の湯を区規則で定める温度以上に保つこと。ただし、これにより難しい場合には、塩素系薬剤により湯の消毒を行うこと。</p> <p>オ 浴槽水を循環させるときは、次の措置を講じること。</p> <p>(ア) ろ過器は、区規則で定めるところにより、定期的に逆洗浄等を行い、生物膜等ろ材に付着した汚れを除去するとともに、内部の消毒を行うこと。</p> <p>(イ) 浴槽水を循環させるための配管は、区規則で定めるところにより、定期的に内部の消毒を行うこと。</p> <p>(ウ) 集毛器は、区規則で定めるところにより、定期的に清掃を行い、内部の毛髪、あか、ぬめり等を除去すること。</p> <p>(エ) 浴槽水は、塩素系薬剤により消毒を行い、遊離残留塩素濃度が1リットルにつき0.4ミリグラム以上になるように保つこと。ただし、これにより難しい場合には、塩素系薬剤による消毒とその他の方法による消毒とを併用し、レジオネラ属菌が検出されない水質を維持すること。</p> <p>(オ) 浴槽水については、区規則で定めるところにより、定期的に水質検査を行うこと。</p> <p>カ エ及びオの規定による清掃、消毒、検査等の実施状況を記録し、3年間保存すること。</p> <p>(8) 洗面所には、清浄な湯水を十分に供給すること。</p> <p>(9) 客室、脱衣室等に、くし、コップ等を備え付ける場合には、清潔なものとし、宿泊者ごとに取り替えること。</p> <p>(10) 便所に備え付けるタオル等は、清潔なものとし、宿泊者ごとに取り替えること。</p> <p>(11) 営業者は、前各号に規定する宿泊者の衛生に必要な措置を適正に行うため、原</p>	<p>ろにより、定期的に清掃及び消毒を行うこと。</p> <p>(イ) 貯湯槽内の湯を区規則で定める温度以上に保つこと。ただし、これにより難しい場合には、塩素系薬剤により湯の消毒を行うこと。</p> <p>オ 浴槽水を循環させるときは、次の措置を講じること。</p> <p>(ア) ろ過器は、区規則で定めるところにより、定期的に逆洗浄等を行い、生物膜等ろ材に付着した汚れを除去するとともに、内部の消毒を行うこと。</p> <p>(イ) 浴槽水を循環させるための配管は、区規則で定めるところにより、定期的に内部の消毒を行うこと。</p> <p>(ウ) 集毛器は、区規則で定めるところにより、定期的に清掃を行い、内部の毛髪、あか、ぬめり等を除去すること。</p> <p>(エ) 浴槽水は、塩素系薬剤により消毒を行い、遊離残留塩素濃度が1リットルにつき0.4ミリグラム以上になるように保つこと。ただし、これにより難しい場合には、塩素系薬剤による消毒とその他の方法による消毒とを併用し、レジオネラ属菌が検出されない水質を維持すること。</p> <p>(オ) 浴槽水については、区規則で定めるところにより、定期的に水質検査を行うこと。</p> <p>カ エ及びオの規定による清掃、消毒、検査等の実施状況を記録し、3年間保存すること。</p> <p>(8) 洗面所には、清浄な湯水を十分に供給すること。</p> <p>(9) 客室、脱衣室等に、くし、コップ等を備え付ける場合には、清潔なものとし、宿泊者ごとに取り替えること。</p> <p>(10) 便所に備え付けるタオル等は、清潔なものとし、宿泊者ごとに取り替えること。</p> <p>(11) 営業者は、前各号に規定する宿泊者の衛生に必要な措置を適正に行うため、原</p>
---	---

<p>則として営業の施設ごとに、管理者を置くこと。ただし、営業者が自ら管理者となって管理する営業の施設については、この限りでない。</p> <p>(宿泊を拒むことができる事由)</p> <p>第5条 法第5条第1項第4号の条例で定める事由は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 宿泊しようとする者が、泥酔した者等で、他の宿泊者に著しく迷惑を及ぼすおそれがあると認められるとき。</p> <p>(2) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員又は同号に規定する暴力団員でなくなった日から起算して5年を経過しない者であるとき。</p> <p>(3) 宿泊者が他の宿泊者に著しく迷惑を及ぼす言動をしたとき。</p> <p>(営業者の遵守事項)</p> <p>第6条 営業者は、施設に関し、次に掲げる事項を遵守しなければならない。</p> <p>(1) 施設の入り口には、当該施設の名称を表示しておくこと。</p> <p>(2) 客室の入り口には、室番号又は室名を表示しておくこと。</p> <p>(3) 営業の施設には、営業従事者名簿を備え付け、区規則で定める事項を記載しておくこと。</p> <p><u>(4) 施設内その他区規則で定める場所には、区規則で定めるところにより、営業従事者を常駐させること。</u></p> <p><u>(5) 玄関帳場を設置しない場合は、区規則で定めるところにより、公衆の見やすい位置に、施設の名称、施設の所在地その他区規則で定める事項を表示しておくこと。</u></p> <p><u>2 営業者は、旅館業の適正な運営に関し、施設の周辺地域の住民、町会その他関係団体から協議又は説明を求められた場合は、これに誠実に対応しなければならない。</u></p> <p><u>3 営業者は、宿泊に関し、宿泊者が性的指</u></p>	<p>則として営業の施設ごとに、管理者を置くこと。ただし、営業者が自ら管理者となって管理する営業の施設については、この限りでない。</p> <p>(宿泊を拒むことができる事由)</p> <p>第5条 法第5条第1項第4号の条例で定める事由は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 宿泊しようとする者が、泥酔した者等で、他の宿泊者に著しく迷惑を及ぼすおそれがあると認められるとき。</p> <p>(2) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員又は同号に規定する暴力団員でなくなった日から起算して5年を経過しない者であるとき。</p> <p>(3) 宿泊者が他の宿泊者に著しく迷惑を及ぼす言動をしたとき。</p> <p>(営業者の遵守事項)</p> <p>第6条 営業者は、施設に関し、次に掲げる事項を遵守しなければならない。</p> <p>(1) 施設の入り口には、当該施設の名称を表示しておくこと。</p> <p>(2) 客室の入り口には、室番号又は室名を表示しておくこと。</p> <p>(3) 営業の施設には、営業従事者名簿を備え付け、区規則で定める事項を記載しておくこと。</p> <p><u>2 営業者は、宿泊に関し、宿泊者が性的指</u></p>
--	--

<p>向、性自認等を理由として、宿泊拒否等の不利益を受けることがないよう留意しなければならない。</p> <p>(旅館・ホテル営業の施設の構造設備の基準) 第7条 旅館業法施行令(昭和32年政令第152号。以下「政令」という。)第1条第1項第8号の規定による旅館・ホテル営業の施設の構造設備の基準は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 宿泊者の利用しやすい位置に、受付等の事務に適した区規則で定める構造の玄関帳場を設置すること。<u>ただし、区規則で定める要件を満たす場合は、この限りでない。</u></p> <p>(2) ロビー及び食堂を設ける場合は、宿泊者の需要を満たすことができるよう収容定員及び利用の実態を勘案し、適当な広さを有すること。</p> <p>(3) 調理場を設ける場合は、次の構造設備の基準によること。 ア 壁、板その他適当な物により、他の部屋等から区画されていること。 イ 宿泊者に食事を供給するのに支障がない広さを有すること。 ウ 出入口、窓その他開閉する箇所には防虫設備を、排水口には防そ設備を設けること。 エ 十分な能力の換気設備を有すること。</p> <p>(4) 客室は、次の基準によること。 ア 1客室の区規則で定める構造部分の合計床面積は、政令第1条第1項第1号に規定する面積以上であること。 イ 睡眠、休憩等の用に供する部屋には、採光のための外部に面する窓が設けられていること。 ウ 階層式寝台を設ける場合は、各層1名ずつとし、上段と下段との間隔は、おおむね1メートル以上であること。 エ 客室と他の客室、廊下等との境界は、壁、ふすま、板戸又はこれらに類する物を用いて区画すること。</p>	<p>向、性自認等を理由として、宿泊拒否等の不利益を受けることがないよう留意しなければならない。</p> <p>(旅館・ホテル営業の施設の構造設備の基準) 第7条 旅館業法施行令(昭和32年政令第152号。以下「政令」という。)第1条第1項第8号の規定による旅館・ホテル営業の施設の構造設備の基準は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 宿泊者の利用しやすい位置に、受付等の事務に適した区規則で定める構造の玄関帳場を設置すること。</p> <p>(2) ロビー及び食堂を設ける場合は、宿泊者の需要を満たすことができるよう収容定員及び利用の実態を勘案し、適当な広さを有すること。</p> <p>(3) 調理場を設ける場合は、次の構造設備の基準によること。 ア 壁、板その他適当な物により、他の部屋等から区画されていること。 イ 宿泊者に食事を供給するのに支障がない広さを有すること。 ウ 出入口、窓その他開閉する箇所には防虫設備を、排水口には防そ設備を設けること。 エ 十分な能力の換気設備を有すること。</p> <p>(4) 客室は、次の基準によること。 ア 1客室の区規則で定める構造部分の合計床面積は、政令第1条第1項第1号に規定する面積以上であること。 イ 睡眠、休憩等の用に供する部屋には、採光のための外部に面する窓が設けられていること。 ウ 階層式寝台を設ける場合は、各層1名ずつとし、上段と下段との間隔は、おおむね1メートル以上であること。 エ 客室と他の客室、廊下等との境界は、壁、ふすま、板戸又はこれらに類する物を用いて区画すること。</p>
--	--

<p>(5) 宿泊者を宿泊させるために十分な数量の寝具類を有すること。</p> <p>(6) 寝具類の収納設備は、寝具類の数量に応じた十分な広さを有すること。</p> <p>(7) 浴室は、次の基準によること。</p> <p>ア 共同用の浴室又はシャワー室を設ける場合には、次の構造設備の基準によること。</p> <p>(ア) 原則として男女別とし、各1箇所以上を有すること。</p> <p>(イ) 宿泊定員及び利用形態等を勘案し、十分な広さの脱衣室をそれぞれ付設すること。</p> <p>イ 浴室又はシャワー室（脱衣室を含む。）の内部が外から見通せない構造とすること。</p> <p>ウ 浴槽水を循環させる場合には、次の構造設備の基準によること。</p> <p>(ア) ろ過器は十分なるろ過能力を有し、ろ過器の上流に集毛器が設置されていること。</p> <p>(イ) ろ過器のろ材は、十分な逆洗浄が行えるものであること。ただし、これにより難しい場合には、ろ材の交換が適切に行える構造であること。</p> <p>(ウ) 循環させた浴槽水を、打たせ湯、シャワー等に再利用しない構造であること。</p> <p>(エ) 浴槽からあふれた湯水を再利用しない構造であること。</p> <p>(オ) 入浴者の浴槽水の誤飲、飛まつ等の吸引等による事故を防止するための措置が講じられた構造であること。</p> <p>(カ) 循環水取入口は、入浴者の吸込事故を防止するための措置が講じられた構造であること。</p> <p>(8) 客室にガス設備を設ける場合には、次の基準によること。</p> <p>ア 専用の元栓を有すること。</p> <p>イ ガス管は、耐食性を有し、ガスの供給が容易に中断されないものであり、かつ、容易に取り外すことができないように接続されていること。</p>	<p>(5) 宿泊者を宿泊させるために十分な数量の寝具類を有すること。</p> <p>(6) 寝具類の収納設備は、寝具類の数量に応じた十分な広さを有すること。</p> <p>(7) 浴室は、次の基準によること。</p> <p>ア 共同用の浴室又はシャワー室を設ける場合には、次の構造設備の基準によること。</p> <p>(ア) 原則として男女別とし、各1箇所以上を有すること。</p> <p>(イ) 宿泊定員及び利用形態等を勘案し、十分な広さの脱衣室をそれぞれ付設すること。</p> <p>イ 浴室又はシャワー室（脱衣室を含む。）の内部が外から見通せない構造とすること。</p> <p>ウ 浴槽水を循環させる場合には、次の構造設備の基準によること。</p> <p>(ア) ろ過器は十分なるろ過能力を有し、ろ過器の上流に集毛器が設置されていること。</p> <p>(イ) ろ過器のろ材は、十分な逆洗浄が行えるものであること。ただし、これにより難しい場合には、ろ材の交換が適切に行える構造であること。</p> <p>(ウ) 循環させた浴槽水を、打たせ湯、シャワー等に再利用しない構造であること。</p> <p>(エ) 浴槽からあふれた湯水を再利用しない構造であること。</p> <p>(オ) 入浴者の浴槽水の誤飲、飛まつ等の吸引等による事故を防止するための措置が講じられた構造であること。</p> <p>(カ) 循環水取入口は、入浴者の吸込事故を防止するための措置が講じられた構造であること。</p> <p>(8) 客室にガス設備を設ける場合には、次の基準によること。</p> <p>ア 専用の元栓を有すること。</p> <p>イ ガス管は、耐食性を有し、ガスの供給が容易に中断されないものであり、かつ、容易に取り外すことができないように接続されていること。</p>
---	---

<p>(9) 便所は、次の基準によること。 ア 各階に設置し、防虫及び防臭の設備並びに手洗設備を有すること。 イ 便所を付設していない客室を有する階には、男子用と女子用とを区分した共同便所を設け、区規則で定める宿泊定員に応じた数の便器を設置すること。</p> <p>(10) 共同用の洗面所を設ける場合には、区規則で定める数の給水栓を設置すること。</p> <p>(簡易宿所営業の施設の構造設備の基準) 第8条 政令第1条第2項第7号の規定による簡易宿所営業の施設の構造設備の基準は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 1客室の区規則で定める構造部分の合計床面積は、3平方メートル以上であること。 (2) 客室の区規則で定める構造部分の合計延べ床面積は、政令第1条第2項第1号に規定する面積以上であること。 (3) 階層式寝台を設ける場合は、各層1名ずつとし、上段と下段との間隔は、おおむね1メートル以上であること。 (4) 多数人で共用しない客室を設ける場合には、その客室の延べ床面積は、総客室の延べ床面積の2分の1未満とすること。 (5) 宿泊者の利用しやすい位置に受付等の事務に適した玄関帳場その他これに類する設備を有すること。 (6) 便所は、次の基準によること。 ア 各階に設置し、防虫及び防臭の設備並びに手洗設備を有すること。 イ 多数人で共用する客室又は便所を付設していない客室を有する階には、男子用と女子用とを区分した共同便所を設け、区規則で定める宿泊定員に応じた数の便器を設置すること。 (7) 多数人で共用する客室内の浴槽、便所及び洗面所は、各々を独立して設置すること。</p>	<p>(9) 便所は、次の基準によること。 ア 各階に設置し、防虫及び防臭の設備並びに手洗設備を有すること。 イ 便所を付設していない客室を有する階には、男子用と女子用とを区分した共同便所を設け、区規則で定める宿泊定員に応じた数の便器を設置すること。</p> <p>(10) 共同用の洗面所を設ける場合には、区規則で定める数の給水栓を設置すること。</p> <p>(簡易宿所営業の施設の構造設備の基準) 第8条 政令第1条第2項第7号の規定による簡易宿所営業の施設の構造設備の基準は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 1客室の区規則で定める構造部分の合計床面積は、3平方メートル以上であること。 (2) 客室の区規則で定める構造部分の合計延べ床面積は、政令第1条第2項第1号に規定する面積以上であること。 (3) 階層式寝台を設ける場合は、各層1名ずつとし、上段と下段との間隔は、おおむね1メートル以上であること。 (4) 多数人で共用しない客室を設ける場合には、その客室の延べ床面積は、総客室の延べ床面積の2分の1未満とすること。 (5) 宿泊者の利用しやすい位置に受付等の事務に適した玄関帳場その他これに類する設備を有すること。 (6) 便所は、次の基準によること。 ア 各階に設置し、防虫及び防臭の設備並びに手洗設備を有すること。 イ 多数人で共用する客室又は便所を付設していない客室を有する階には、男子用と女子用とを区分した共同便所を設け、区規則で定める宿泊定員に応じた数の便器を設置すること。 (7) 多数人で共用する客室内の浴槽、便所及び洗面所は、各々を独立して設置すること。</p>
---	---

<p>2 前条第3号の規定は、簡易宿所営業の施設に調理場を設ける場合に準用する。</p> <p>3 前条第4号イ、第5号から第8号まで及び第10号の規定は、簡易宿所営業の施設について準用する。</p>	<p>2 前条第3号の規定は、簡易宿所営業の施設に調理場を設ける場合に準用する。</p> <p>3 前条第4号イ、第5号から第8号まで及び第10号の規定は、簡易宿所営業の施設について準用する。</p>
<p>(下宿営業の施設の構造設備の基準)</p>	<p>(下宿営業の施設の構造設備の基準)</p>
<p>第9条 政令第1条第3項第5号の規定による下宿営業の施設の構造設備の基準は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 1客室の区規則で定める構造部分の合計床面積は、4.9平方メートル以上であること。</p> <p>(2) 寝具類の収納設備は、客室ごとに設置すること。</p>	<p>第9条 政令第1条第3項第5号の規定による下宿営業の施設の構造設備の基準は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 1客室の区規則で定める構造部分の合計床面積は、4.9平方メートル以上であること。</p> <p>(2) 寝具類の収納設備は、客室ごとに設置すること。</p>
<p>2 第7条第3号の規定は、下宿営業の施設に調理場を設ける場合に準用する。</p>	<p>2 第7条第3号の規定は、下宿営業の施設に調理場を設ける場合に準用する。</p>
<p>3 第7条第4号イ及び第7号から第10号までの規定は、下宿営業の施設について準用する。</p>	<p>3 第7条第4号イ及び第7号から第10号までの規定は、下宿営業の施設について準用する。</p>
<p>(衛生措置基準の特例)</p>	<p>(衛生措置基準の特例)</p>
<p>第10条 区長は、旅館・ホテル営業又は簡易宿所営業の施設のうち、季節的に利用されるものその他特別の事情があるものについては、区規則で、第4条第5号に規定する基準に関し必要な特例を定めることができる。</p>	<p>第10条 区長は、旅館・ホテル営業又は簡易宿所営業の施設のうち、季節的に利用されるものその他特別の事情があるものについては、区規則で、第4条第5号に規定する基準に関し必要な特例を定めることができる。</p>
<p>(構造設備基準の適用除外)</p>	<p>(構造設備基準の適用除外)</p>
<p>第11条 旅館業法施行規則（昭和23年厚生省令第28号）第5条第1項の施設について、区長が、その構造設備が第7条及び第8条の基準による必要がないと認める場合又はこれらの基準により難しく、かつ、公衆衛生上支障がないと認める場合は、次の各号に掲げる営業について、それぞれ当該各号に掲げる基準を適用しないことができる。</p>	<p>第11条 旅館業法施行規則（昭和23年厚生省令第28号）第5条第1項の施設について、区長が、その構造設備が第7条及び第8条の基準による必要がないと認める場合又はこれらの基準により難しく、かつ、公衆衛生上支障がないと認める場合は、次の各号に掲げる営業について、それぞれ当該各号に掲げる基準を適用しないことができる。</p>
<p>(1) 旅館・ホテル営業 第7条第3号、第5号、第6号、第7号ア、第9号及び第10号の基準</p> <p>(2) 簡易宿所営業 第8条第1項第4号及</p>	<p>(1) 旅館・ホテル営業 第7条第3号、第5号、第6号、第7号ア、第9号及び第10号の基準</p> <p>(2) 簡易宿所営業 第8条第1項第4号及</p>

<p>び第6号、同条第2項において準用する第7条第3号並びに第8条第3項において準用する第7条第5号、第6号、第7号ア及び第10号の基準</p> <p>2 前項に定める場合のほか、旅館・ホテル営業、簡易宿所営業又は下宿営業について、区長が、その構造設備が第7条第3号（第8条第2項及び第9条第2項において準用する場合を含む。）、第7条第9号（第9条第3項において準用する場合を含む。）、第7条第10号（第8条第3項及び第9条第3項において準用する場合を含む。）及び第8条第6号の基準による必要がないと認める場合又はこれらの基準により難しく、かつ、公衆衛生上支障がないと認める場合は、これらの基準を適用しないことができる。</p> <p><u>(許可施設の公表)</u></p> <p><u>第12条 区長は、法第3条第1項の許可を受けた施設に関する次に掲げる事項について、公表するものとする。</u></p> <p><u>(1) 許可番号</u></p> <p><u>(2) 許可年月日</u></p> <p><u>(3) 名称</u></p> <p><u>(4) 所在地</u></p> <p><u>(5) 連絡先</u></p> <p><u>(6) 前各号に掲げるもののほか、区長が必要と認める事項</u></p> <p>(委任)</p> <p><u>第13条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行について必要な事項は、区規則で定める。</u></p>	<p>び第6号、同条第2項において準用する第7条第3号並びに第8条第3項において準用する第7条第5号、第6号、第7号ア及び第10号の基準</p> <p>2 前項に定める場合のほか、旅館・ホテル営業、簡易宿所営業又は下宿営業について、区長が、その構造設備が第7条第3号（第8条第2項及び第9条第2項において準用する場合を含む。）、第7条第9号（第9条第3項において準用する場合を含む。）、第7条第10号（第8条第3項及び第9条第3項において準用する場合を含む。）及び第8条第6号の基準による必要がないと認める場合又はこれらの基準により難しく、かつ、公衆衛生上支障がないと認める場合は、これらの基準を適用しないことができる。</p> <p>(委任)</p> <p><u>第12条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行について必要な事項は、区規則で定める。</u></p>
---	--

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和8年7月1日から施行する。ただし、第1条の2を第1条の3とし、第1条の次に1条を加える改正規定は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の第1条の2及び第6条第1項第4号の規定は、令和8年7月1日以後の旅館業法（昭和23年法律第138号）第3条第1項の許可の申請について適用し、同日前の同項の許可の申請については、なお従前の例による。

(条例の見直し)

3 区長は、この条例の施行の状況等について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の見直しを行うものとする。